## 議案第177号

さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市公民館条例の一部を改正する条例

さいたま市公民館条例(平成13年さいたま市条例第127号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前			
別表第2(第20条関係)		別	別表第2(第20条関係)			
名称	位置			名称	位置	
[略]			[略]			
さいたま市立尾間木 公民館	さいたま市緑区 <u>大字</u> 大間木472番地		さいたま 公民館	市立尾間木	さいたま市緑区 <u>大字</u> 大間木749番地	
[略]			[略]			

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。